

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第3回武蔵村山市行財政運営懇談会
開 催 日 時	令和2年11月24日(火)午後2時から午後2時55分まで
開 催 場 所	中部地区会館406会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：細川会長、阿部副会長、石橋委員、斉藤委員、高梨委員、田中委員、萩原委員 欠席者：なし 事務局：企画財政部長、行政経営課長、行政管理係長、行政管理係主任
報 告 事 項	○ 第2回武蔵村山市行財政運営懇談会の会議結果について
議 題	1 武蔵村山市行財政運営懇談会報告書(案)について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	報告事項：第2回武蔵村山市行財政運営懇談会の会議結果について 第2回武蔵村山市行財政運営懇談会の会議結果(概要)について、会議資料に基づき事務局から報告し、会議録については、修正等があれば11月30日(月)までに事務局に連絡することとした。 議題1：武蔵村山市行財政運営懇談会報告書(案)について 武蔵村山市行財政運営懇談会報告書(案)について審議し、委員から意見をいただいた。 また、委員からいただいた意見を整理し、反映した報告書については、会長による決定を経て、市長に報告することとした。 議題2：その他 本日の会議録については、事務局が作成次第、各委員に送付し、確認することとした。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発言者) ○印=委員 ●印=事務局	報告事項：第2回武蔵村山市行財政運営懇談会の会議結果について ● 第2回武蔵村山市行財政運営懇談会の会議結果(概要)について、会議資料に基づき報告した。 会議録については、11月30日(月)までに確認していただき、修正等があれば事務局に連絡をお願いします。  【質疑・意見等】 ○ 特になし。  議題1 武蔵村山市行財政運営懇談会報告書(案)について ● 武蔵村山市行財政運営懇談会報告書(案)について、会議資料に基づき事務局から説明した。

(「はじめに」に対する質疑・意見等)

【質疑・意見等】

- 何か意見等はあるか。
- 特になし。

(「第1 総合的意見」に対する質疑・意見等)

【質疑・意見等】

- 推進項目の中には、一定のサイクルに基づいて取組を実施するものがあつたと記憶しているが、社会情勢等の変化により早急に実施する必要性が生じた場合であっても、当該サイクルにとられることで、実施が先送りとなってしまうことが懸念される。

このことから、「各推進項目の検討時期を改めて精査し、可能な限り速やかに行政改革が実施されるよう求めるものである」の一文の後に、一定のサイクルにとられることなく、速やかに実施を求める旨の文言を追加すべきである。

- いただいた御意見を踏まえ、「検討サイクルが定められているものも含め、各推進項目の検討時期を改めて精査し、可能な限り速やかに行政改革が実施されるよう求めるものである。」と修正させていただきたいがよろしいか。

- 異議なし。
- 新型コロナウイルス感染症に関することが毎日のように報道されている現状を踏まえれば、新型コロナウイルス感染症への対策を銘打った推進項目が掲げられていないことには疑問が残る。

明確な所管課が存在しないなど、個別の推進項目を掲載できないことに、何か理由があるのか。

- 新型コロナウイルス感染症への対応方針等は、市の会議体で決定していたと記憶しているが、行政改革大綱には、今後の対応方針等は記載できないのか。

- 新型コロナウイルス感染症への対策については、臨時の組織である「新型コロナウイルス感染症対策室」が所管しており、市の部長級以上で構成する「新型コロナウイルス感染症対策本部」等の会議体で具体的な対応方針や対策事業の実施を決定しているところである。

新型コロナウイルス感染症対策事業については、即時的な対応が求められるものばかりであり、今後5年間の中・長期的な行政改革の指針である、行政改革大綱の趣旨にはなじまない部分が多いことから、新型コロナウイルス感染症対策事業として明記した推進項目は掲載していない。

ただし、項番69「Web会議の拡充の検討」や項番75「テレワークの導入」など、新型コロナウイルス感染症による影響を受けて、

今後、市として力強く推進していく必要があると認識している項目については、既に掲載しているため、御理解いただきたい。

- 確かに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は予期せぬ事態であり、中・長期的な計画である行政改革大綱にはなじまない部分があるため、推進項目として明確な対策事業を掲載していないという事務局の考え方も理解できる。

しかし、新型コロナウイルス感染症等の予期せぬ事態が発生した場合においても、臨機応変に必要な行政改革を推進すべきであるため、その旨の文言を総合的意見に追加すべきである。

- いただいた御意見を踏まえ、総合的意見の最後に「なお、素案に掲げられた推進項目には今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する取組も見受けられるが、今後新たな感染症や大規模な災害が発生した場合には、本大綱にとらわれることなく、必要な施策を速やかに実施されたい。」と追記させていただきたいがよろしいか。
- 異議なし。
- 他に何か意見等はあるか。
- 特になし。

(「第2 各推進項目に関する意見」に対する質疑・意見等)

【質疑・意見等】

- 項番41「職員定数の適正化」について、会議資料として示された、第七次行政改革大綱(素案)の中では、達成基準が「調整中」であったと記憶しているが、今後の方向性が決まっていれば伺いたい。
- 職員定数については、現在「武蔵村山市第七次定員適正化計画」の策定に向けた取組を進めており、当該計画の計画期間が本大綱と同様に令和3年度から令和7年度までの5年間となっているため、令和7年度の目標値を検討しているところである。
- そうなると職員数の増加や削減など、具体的な方向性は未定という認識でよいか。
- 特に増加や削減などの方向性は決まっておらず、国の動向や新規事業の実施に係る必要な人員などを勘案して計画を策定したいと考えている。
- 補足になるが、過去には職員数を減少させる方向で取組を進めてきた経緯もあるが、今後は、複雑多様化する行政需要と必要人員のバランスを考えて決定したいと考えている。
- 国家公務員は、スクラップアンドビルドを徹底した上で定員管理法に基づいて人員削減がなされている。

しかし、地方公務員は住民の福祉に重点を置いており、直接住民と顔を合わせ、サービスを提供する主体であるため、過度な人員削減を

